



平成 26 年 12 月 26 日

各 位

名古屋市昭和区鶴舞二丁目 17 番 17 号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表者名 代表取締役 榊原 暢宏
(コード番号：2453 東証・名証 第一部)
問合せ先
取締役管理部長兼業務部長 宮本 稔久
電話番号：052-883-0850

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、東海財務局に提出いたしました平成26年9月期の内部統制報告書に開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

(1) バイノスの不適正な売上等

平成26年4月28日付で、会計監査人より、当社の連結子会社である株式会社バイノス（以下、「バイノス」という）の売上計上に懸念を生じさせる事実がある旨の通知を受け、第三者委員会を平成26年5月2日付で設置いたしました。その結果、平成26年6月3日付にて受領した第三者委員会の調査報告書により、バイノスにおいて、意図的に売上の先行計上を行う等、不適正な売上計上をしていたことが判明いたしました。

本件不適正な売上計上を予防または発見できなかったのは、除染事業自体が新しいものであり、収支構造やビジネスリスクを想定することが困難であったこと、また、バイノスは、除染事業の受注以前に建設・土木系の請負工事の経験がなく、十分な知識・経験の蓄積がないことから除染事業受注の急拡大と比較して計数管理が追いついていない状況であったこと、バイノスの販売に係る業務プロセスの内部統制において、適正な売上計上を実施する為のルール策定が不十分であったこと、実態とは異なる内容の「検収書」等や「残高確認書」に発注者の現場工事事務所所長の押印を受領することについて、過剰な接待に依存した営業手法が誘因となった可能性が否定できないこと、並びにグループ全体におけるコンプライアンス意識が十分でなかったことの不備によるものです。上記の内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しております。

第三者委員会からの提言を踏まえ、当社は以下の再発防止策を策定し、既に実行しております。

- ①適切な業務手順の確定及び運用
- ②新規事業に対する事前調査及び着手後のリスクコントロール制度の整備
- ③子会社の管理体制の見直し
- ④過剰な接待に依存する営業手法の禁止
- ⑤監査役会室の設置及び内部監査室の拡充
- ⑥コンプライアンス意識の徹底

また、本件に対する当社の対応として、平成25年9月期（第17期）第2四半期以降の過年度決算を訂正し、平成25年9月期（第17期）第2四半期から平成26年9月期（第18期）第1四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出するとともに、第17期内部統制報告書（自平成24年10月1日至平成25年9月30日）の訂正報告書を平成26年6月13日付で提出しております。

（2）関連当事者の網羅性

平成26年10月20日付で、当社グループの元関係者から文書（以下、「本件告發文書」という）による告発を受け、本件告發文書の記載内容等には信憑性に疑義があるものの、会計監査人からも告発の内容が当社代表取締役に関わるものであり、会計数値へ影響を及ぼす事項も含まれているとの指摘を受けたことから、第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

当該調査の結果、当社代表取締役個人による出資に伴う関連当事者の範囲の網羅性について、関連当事者に該当する可能性を否定できない一社があるものの、当社と当該会社との間の取引は存在せず、有価証券報告書に記載すべき関連当事者の注記は過去においても不要であったと判断されました。しかしながら、当社としましては、関連当事者の把握及び取引集計に関する決算・財務報告プロセスに不備があったものと認識し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

（1）バイノスの不適正な売上等

第三者委員会からの提言を踏まえ、1.（1）に記載した再発防止策を策定し、着手してまいりました。しかしながら、当事業年度末時点において、バイノスの適切な業務手順の確定の他、コンプライアンス・マニュアルをはじめとする規程の制定及び研修会の実施等、再発防止に向けた改善措置について整備は完了しておりますが、当事業年度末日までに新規事業に対するリスクコントロール制度の運用実績が少ないことや、コンプライアンス意識の醸成に努めてはいるものの、全役職員にコンプライアンス意識が浸透・定着するまでには十分な運用・評価期間が確保できなかったこと等により、第17期内部統制報告書の訂正報告書に記載した開示すべき重要な不備すべてが必ずしも是正されているとは評価できませんでした。

（2）関連当事者の網羅性

上記事実は当事業年度末日後に判明したため、開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

（1）バイノスの不適正な売上等

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、引き続き1.（1）に記載した再発防止策を実行し、改善措置の運用状況を評価し、翌事業年度においては適切な財務報告の信頼性を確保してまいります。

(2) 関連当事者の網羅性

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、以下の再発防止策を策定し、既に実行しており、翌事業年度においては、適切な財務報告の信頼性を確保する方針です。

- ①関連当事者の把握手続きの見直し
- ②取締役会における報告の義務化
- ③関連当事者に関する研修会の実施

4. 連結財務諸表等に与える影響

(1) バイノスの不適正な売上等

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、決算過程で適正に修正しており、平成26年9月期の連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

(2) 関連当事者の網羅性

平成26年9月期の連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上